

運 免 第 1 3 4 号
平成31年4月26日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県道路交通規則の一部を改正する規則（平成31年4月青森県公安委員会規則第6号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び主な内容は下記のとおりであるから、所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

元号改正に伴い、所要の整備を図る等のため制定されたものである。

2 制定の主な内容

- (1) 「運転経歴証明書交付申請書」（別記様式第20号の6）及び「運転経歴証明書再交付申請書」（別記様式第20号の8）

生年月日欄から「大正」「昭和」「平成」が削除された。

- (2) 「運転経歴証明書記載事項変更届」（別記様式第20号の7）

ア 生年月日欄から「大正」「昭和」「平成」が、交付年月日欄から「平成」が削除された。

イ 取扱者欄の「弘前試験場・八戸試験場」が「弘前・八戸・むつ試験場」に改められた。

- (3) 「運転免許証更新・講習受講申請書」（別記様式第34号）

ア 新生年月日欄から「明・大・昭・平」が削除された。

イ 暗証番号1欄及び暗証番号2欄を設けた。

ウ 特定失効欄が3段階（0、1、2）から13段階（0、1、2、A、3、4、5、6、B、7、8、9、C）に改められた。

エ 申請県欄に「20」（青森県のコード番号）が記載された。

3 施行期日

公布の日（平成31年4月26日）

担当：運転免許課企画係

別添省略